



# 鳥取県公報

平成 30 年 4 月 3 日 (火)  
第 8 9 8 9 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定 (231) (福祉監査指導課) . . . . . 2
	生活保護法による介護機関の指定 (232) (〃) . . . . . 2
	建設工事の制限付一般競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等の一部改正 (233) (県土総務課) . . . . . 3
	測量等業務の制限付一般競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等の一部改正 (234) (〃) . . . . . 6
	測量等業務の指名競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等の一部改正 (235) (〃) . . . . . 10
	指定障害福祉サービス事業者の指定 (236) (中部総合事務所福祉保健局) . . . . . 14
	指定居宅サービス事業者の指定 (237) (西部総合事務所福祉保健局) . . . . . 14
	指定介護予防サービス事業者の指定 (238) (〃) . . . . . 15
	指定居宅サービス事業の廃止の届出 (239) (〃) . . . . . 15
	指定介護予防サービス事業の廃止の届出 (240) (〃) . . . . . 15
	会計管理者の権限に属する事務の一部の委任 (241) (会計指導課) . . . . . 16
◇ 公 告	猟銃安全指導委員の委嘱 (警察本部生活環境課) . . . . . 16

# 告 示

## 鳥取県告示第231号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成30年4月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 診療所

名 称 (氏 名)	所 在 地 (住 所)	指 定 年 月 日
しょうじ歯科医院	鳥取市湖山町北一丁目548	平成30年2月5日

## 鳥取県告示第232号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成30年4月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
医療法人社団ふくい内科クリニック	米子市上福原二丁目17-20	医療法人社団ふくい内科クリニック	米子市上福原二丁目17-20	居宅療養管理指導	平成30年1月27日
株式会社大陽堂薬局	倉吉市上井27-1	大陽堂薬局山根店	倉吉市山根415-4	〃	平成30年3月1日
〃	〃	大陽堂薬局新町店	倉吉市新町三丁目1081-6	〃	〃
門下由紀夫	鳥取市吉方温泉四丁目102	門下歯科医院	鳥取市吉方温泉三丁目662	〃	平成30年4月1日

### 2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
医療法人社団ふくい内科クリニック	米子市上福原二丁目17-20	医療法人社団ふくい内科クリニック	米子市上福原二丁目17-20	介護予防居宅療養管理指導	平成30年1月27日
株式会社大陽堂薬局	倉吉市上井27-1	大陽堂薬局山根店	倉吉市山根415-4	〃	平成30年3月1日
〃	〃	大陽堂薬局新町店	倉吉市新町三丁目	〃	〃

			1081-6		
門下由紀夫	鳥取市吉方温泉 四丁目102	門下歯科医院	鳥取市吉方温泉三 丁目662	〃	平成30年4月 1日

鳥取県告示第233号

平成24年鳥取県告示第221号（建設工事の制限付一般競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について）の一部を次のように改正し、平成30年4月3日から施行する。

同日前に鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号）第19条の規定による調達公告を行った建設工事で、その執行を完了していないものについては、その執行を完了するまでの間、なお従前の例による。

平成30年4月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>1 入札参加者は、次に掲げる条件を具備していなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>平成28年鳥取県告示第425号（建設工事の一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）及び平成29年鳥取県告示第643号（建設工事の一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）</u>に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、調達公告で指定する建設工事の種別（以下「発注工種」という。）に係るもの（当該発注工種が格付工種（発注工種のうち格付を行うものをいう。）である場合にあっては、調達公告で指定する格付の等級に係るものに限る。）を有すること。</p> <p>(4) 鳥取県知事から資格（指名）停止措置（不正又は不当な行為を行った入札参加資格を有する者を一定の期間、入札に参加させないこととする措置をいう。以下同じ。）を受けた期間が、<u>当該入札の入札書提出期間の末日から開札日までの期間</u>に含まれていないこと。</p> <p>(5) 鳥取県低価格落札者経営診断指導要領（平成19年8月2日付第200700072739号県土整備部長通知）第10条に基づく資格保留の期間が、<u>当該入札の入札書提出期間の末日から開札日までの期間</u>に含まれていないこと。</p> <p>(6)～(11) 略</p> <p>2 入札参加者は、次に定めるところにより入札参加書類を作成し、入札書及び工事費内訳書と併せて提出しなければならない。この場合において、共同企業体として入札に参加しようとするときは、各構成</p>	<p>1 入札参加者は、次に掲げる条件を具備していなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 平成28年鳥取県告示第425号（建設工事の一般競争入札等に参加する者に必要な資格等）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、調達公告で指定する建設工事の種別（以下「発注工種」という。）に係るもの（当該発注工種が格付工種（発注工種のうち格付を行うものをいう。）である場合にあっては、調達公告で指定する格付の等級に係るものに限る。）を有すること。</p> <p>(4) 鳥取県知事から資格（指名）停止措置（不正又は不当な行為を行った入札参加資格を有する者を一定の期間、入札に参加させないこととする措置をいう。以下同じ。）を受けた期間に、<u>当該入札の開札日</u>が含まれていないこと。</p> <p>(5) 鳥取県低価格落札者経営診断指導要領（平成19年8月2日付第200700072739号県土整備部長通知）第10条に基づく資格保留の期間に、<u>当該入札の開札日</u>が含まれていないこと。</p> <p>(6)～(11) 略</p> <p>2 入札参加者は、次に定めるところにより入札参加書類を作成し、入札書及び工事費内訳書と併せて提出しなければならない。この場合において、共同企業体として入札に参加しようとするときは、各構成</p>

員が作成し、代表者が一括して提出するものとする。

- (1) 入札参加書類は、次に掲げる書類とし、それぞれに定めるところにより日本工業規格A列4番横書きで作成すること。ただし、電子入札（入札規則第19条第1項第6号に規定する電子入札をいう。以下同じ。）の場合にあっては、入札参加書類（添付すべき書類を含み、持参すべき書類（当該書類に記載すべき事項を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）とするためには記録媒体に3メガバイトを超える容量が必要となるもの、正常に機能しないおそれのある記録媒体等に記録されているもの、ウの(イ)に定める添付書類その他調達公告で指定するものをいう。以下同じ。）を除く。）の作成に代えて、インターネットの県のホームページ（<http://nyusatsu.pref.tottori.jp>）（以下「入札情報HP」という。）の電子入札システムに係る所定の画面（以下「電子入札画面」という。）に記載すべき事項を入力するものとする。

ア～ウ 略

エ 調査基準価格（入札規則第30条第1項に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。）を設定する入札において、入札者が鳥取県建設工事低入札価格調査制度実施要領（平成9年12月10日付第798号土木部長通知）8条に規定する調査の対象となったときに、同調査に応じる意向がある場合には、同要領に定める低入札価格調査意向確認書（以下「意向確認書」という。）

オ 略

- (2)～(4) 略

3 当該入札は、次に定めるところに従って行う。

- (1)～(3) 略

(4) 落札者は、落札予定者で1に掲げる条件を満たすことが確認されたものとする。ただし、落札予定者が次のいずれかに該当するときは、最低制限価格を設定している建設工事についてその予定価格の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって有効な入札をしたもの、総合評価入札方式を行った建設工事について入札した他の者のうち総合評価の点数が最も高いもの又はその他

員が作成し、代表者が一括して提出するものとする。

- (1) 入札参加書類は、次に掲げる書類とし、それぞれに定めるところにより日本工業規格A列4番横書きで作成すること。ただし、電子入札（入札規則第19条第1項第6号に規定する電子入札をいう。以下同じ。）の場合にあっては、入札参加書類（添付すべき書類を含み、持参すべき書類（当該書類に記載すべき事項を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）とするためには記録媒体に3メガバイトを超える容量が必要となるもの、正常に機能しないおそれのある記録媒体等に記録されているもの、ウの(イ)に定める添付書類その他調達公告で指定するものをいう。以下同じ。）を除く。）の作成に代えて、インターネットの県のホームページ（<http://nyusatsu.pref.tottori.jp>）（以下「入札情報HP」という。）の電子入札システムに係る所定の画面（以下「電子入札画面」という。）に記載すべき事項を入力するものとする。

ア～ウ 略

エ 略

- (2)～(4) 略

3 当該入札は、次に定めるところに従って行う。

- (1)～(3) 略

(4) 落札者は、落札予定者で1に掲げる条件を満たすことが確認されたものとする。ただし、落札予定者が次のいずれかに該当するときは、最低制限価格を設定している建設工事についてその予定価格の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって有効な入札をしたもの、総合評価入札方式を行った建設工事について入札した他の者のうち総合評価の点数が最も高いもの又はその他

の入札案件について予定価格の範囲内で入札をした他の者のうち最低の価格を提示したものを改めて落札予定者とする。

ア 調査基準価格を設定する場合において、失格基準（鳥取県調査基準価格及び最低制限価格等設定要領（平成19年8月15日付第200700071998号鳥取県県土整備部長通知）第7条に定める失格基準をいう。以下同じ。）に該当するとき、又はその者の入札価格によっては本件契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき。

イ～エ 略

(5)～(9) 略

(10) 落札者の入札価格によっては本件契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県低価格落札工事配置技術者増員制度実施要領（平成14年5月22日付管第471号県土整備部長通知）に定めるところにより、配置技術者を専任で配置すること又は配置技術者に加え、当該落札者（共同施工方式の共同企業体として落札した場合にあっては当該共同企業体の構成員のいずれかとし、分担施工方式の共同企業体として落札した場合にあっては構成員全員とする。）に属する者であって同要領別表に定める特定資格を有するもの（以下「追加技術者」という。）を発注工事にその施工期間中専任で配置することを求める。

この場合において、同要領に定める追加（専任）技術者調書（次のアからウまで掲げる条件を満たすものに限る。）を発注者の定める期限までに提出できない者は、失格とする。

ア 略

イ 当該追加（専任）技術者調書に重大かつ明白な不備があるものでないこと。

ウ 略

(11)～(15) 略

(16) 調査基準価格を設定している場合、調査基準価格を下回る価格で入札した者のうち意向確認書を提出したものは、入札終了後、発注者の求めに応じ、事後の事情聴取及び調査に協力すること。

(17) 意向確認書を提出しない者が鳥取県建設工事低入札価格調査制度実施要領に定める低価格

の入札案件について予定価格の範囲内で入札をした他の者のうち最低の価格を提示したものを改めて落札予定者とする。

ア 調査基準価格（入札規則第30条第1項に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。）を設定する場合において、失格基準（鳥取県建設工事低入札価格調査制度実施要領（平成9年12月10日付第798号土木部長通知）第4条第2項に定める失格基準をいう。以下同じ。）に該当するとき、又はその者の入札価格によっては本件契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき。

イ～エ 略

(5)～(9) 略

(10) 落札者の入札価格によっては本件契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県低価格落札工事配置技術者増員制度実施要領（平成14年5月22日付管第471号県土整備部長通知）に定めるところにより、配置技術者に加え、当該落札者（共同施工方式の共同企業体として落札した場合にあっては当該共同企業体の構成員のいずれかとし、分担施工方式の共同企業体として落札した場合にあっては構成員全員とする。）に属する者であって同要領別表に定める特定資格を有するもの（以下「追加技術者」という。）を発注工事にその施工期間中専任で配置することを求める。

この場合において、同要領に定める追加技術者調書（次のアからウまで掲げる条件を満たすものに限る。）を期限（紙入札の場合にあっては開札時、電子入札の場合にあっては開札日の翌日の正午とする。）までに提出できない者は、失格とする。

ア 略

イ 当該追加技術者調書に重大かつ明白な不備があるものでないこと。

ウ 略

(11)～(15) 略

(16) 調査基準価格を設定している場合、調査基準価格を下回る価格で入札した者については、入札終了後、発注者の求めに応じ、事後の事情聴取及び調査に協力すること。

<p><u>入札をした場合、その者のした入札は無効とする。</u></p> <p>(18) 略</p> <p>4～6 略</p>	<p>(17) 略</p> <p>4～6 略</p>
--	----------------------------

鳥取県告示第234号

平成24年鳥取県告示第223号(測量等業務の制限付一般競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について)の一部を次のように改正し、平成30年4月3日から施行する。

同日前に鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則(平成19年鳥取県規則第76号)第19条の規定による調達公告を行った測量等業務で、その執行を完了していないものについては、その執行を完了するまでの間、なお従前の例による。

平成30年4月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>1 入札参加者は、次に掲げる条件を具備しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 鳥取県知事から資格停止措置(不正又は不当な行為を行った入札参加資格を有する者を、一定の期間、入札に参加させないこととする措置をいう。以下同じ。)を受けた期間が、<u>当該入札の入札書提出期間の末日から開札の日(以下「開札日」という。)までの期間に含まれていないこと。</u></p> <p>(4)～(7) 略</p> <p>2 入札参加者は、次に定めるところにより入札参加書類を作成し、入札書と併せて提出しなければならない。この場合において、共同企業体として入札に参加しようとするときは、その代表構成員が各構成員に係るものも一括して提出するものとする。</p> <p>(1) 入札参加書類は、次に掲げる書類とし、それぞれに定めるところにより記載すること。ただし、電子入札(入札規則第19条第1項第6号に規定する電子入札をいう。以下同じ。)の場合にあっては、入札参加書類(添付すべき書類を含み、持参すべき書類(当該書類に記載すべき事項を電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))とするためには記録媒体に3メガバイトを超える容量が必要となるもの、正常に機能しないおそれのある記録媒体等に記録されているもの及びイの(イ)に定める添</p>	<p>1 入札参加者は、次に掲げる条件を具備しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 鳥取県知事から資格停止措置(不正又は不当な行為を行った入札参加資格を有する者を、一定の期間、入札に参加させないこととする措置をいう。以下同じ。)を受けた期間に<u>当該入札の開札の日(以下「開札日」という。))が含まれていないこと。</u></p> <p>(4)～(7) 略</p> <p>2 入札参加者は、次に定めるところにより入札参加書類を作成し、入札書と併せて提出しなければならない。この場合において、共同企業体として入札に参加しようとするときは、その代表構成員が各構成員に係るものも一括して提出するものとする。</p> <p>(1) 入札参加書類は、次に掲げる書類とし、それぞれに定めるところにより記載すること。ただし、電子入札(入札規則第19条第1項第6号に規定する電子入札をいう。以下同じ。)の場合にあっては、入札参加書類(添付すべき書類を含み、持参すべき書類(当該書類に記載すべき事項を電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))とするためには記録媒体に3メガバイトを超える容量が必要となるもの、正常に機能しないおそれのある記録媒体等に記録されているもの及びイの(イ)に定める添</p>

付書類その他調達公告で指定するものをいう。以下同じ。)を除く。)の作成に代えてインターネットの県のホームページ(<http://nyusatsu.pref.tottori.jp>) (以下「入札情報HP」という。)の電子入札システムに係る所定の画面(以下「電子入札画面」という。)に記載すべき事項を入力するものとする。

ア・イ 略

ウ 調査基準価格(鳥取県県土整備部測量等業務低入札価格調査要綱(平成20年3月17日付第200700194529号鳥取県県土整備部長通知。以下「低入調査要綱」という。)第2条第2号に規定する価格をいう。以下同じ。))を設定する入札において、入札者が同条第1号に規定する低入札価格調査の対象となったときに同調査に応じる意向がある場合は、低入調査要綱第5条第3号に規定する低入札価格調査意向確認書(以下「意向確認書」という。))

エ 略

(2)～(4) 略

3 当該入札は、次に定めるところに従って行う。

(1)・(2) 略

(3) 落札者は、落札予定者で1に掲げる条件を満たすことが確認されたものとする。ただし、落札予定者が次のいずれかに該当するときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって有効な入札をした者又は総合評価入札方式を行った測量等業務について入札した他の者のうち総合評価の点数が最も高い者を改めて落札予定者とする。

ア 調査基準価格を設定する場合において、その者の入札価格によっては本件契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき。

イ・ウ 略

(4)～(8) 略

(9) 鳥取県県土整備部測量等業務成果品重点確認実施要綱(平成19年7月27日付第200700062528号鳥取県県土整備部長通知。以下「成果品重点確認実施要綱」という。))第3条に規定する適用対象業務においては、成果品重点確認価格(成果品

付書類その他調達公告で指定するものをいう。以下同じ。)を除く。)の作成に代えてインターネットの県のホームページ(<http://nyusatsu.pref.tottori.jp>) (以下「入札情報HP」という。)の電子入札システムに係る所定の画面(以下「電子入札画面」という。)に記載すべき事項を入力するものとする。

ア・イ 略

ウ 略

(2)～(4) 略

3 当該入札は、次に定めるところに従って行う。

(1)・(2) 略

(3) 落札者は、落札予定者で1に掲げる条件を満たすことが確認されたものとする。ただし、落札予定者が次のいずれかに該当するときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって有効な入札をした者又は総合評価入札方式を行った測量等業務について入札した他の者のうち総合評価の点数が最も高い者を改めて落札予定者とする。

ア 調査基準価格(鳥取県県土整備部測量等業務低入札価格調査要綱(平成20年3月17日付第200700194529号鳥取県県土整備部長通知)第2条第2号に規定する価格をいう。以下同じ。))を設定する場合において、その者の入札価格によっては本件契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき。

イ・ウ 略

(4)～(8) 略

(9) 鳥取県県土整備部測量等業務成果品重点確認実施要綱第3条に規定する適用対象業務においては、成果品重点確認価格を下回る価格での落札者(共同企業体として落札した場合にあっては、当該共同企業体のいずれかの構成員)は、次

重点確認実施要綱第 2 条第 1 号に規定する価格をいう。以下同じ。）を下回る価格での落札者（共同企業体として落札した場合にあっては、当該共同企業体のいずれかの構成員）は、調達公告に定める特定の資格及び実績を有する常勤技術者（以下「重点配置技術者」という。）を配置しなければならない。この場合において、重点配置技術者は、当該適用対象業務の他の重点配置技術者若しくは担当技術者又は他の成果品重点確認業務（成果品重点確認価格を下回る価格で落札された業務をいう。以下同じ。）の重点配置技術者若しくは担当技術者と兼務することはできない。また、当該適用対象業務の担当技術者は、他の成果品重点確認業務の重点配置技術者又は担当技術者と兼務することができない。

の表の左欄に掲げる発注業種に応じ、それぞれ同表の中欄に定める配置技術者として同表の右欄に定める資格を有する常勤技術者（以下「低価格配置技術者」という。）を配置しなければならない。この場合において、低価格配置技術者は、当該適用対象業務の他の低価格配置技術者若しくは担当技術者又は他の低価格落札業務（成果品重点確認価格を下回る価格で落札された業務をいう。以下同じ。）の低価格配置技術者若しくは担当技術者と兼務することはできない。また、当該適用対象業務の担当技術者は、他の低価格落札業務の低価格配置技術者又は担当技術者と兼務することができない。

発注業種	配置技術者	資格
測量業務	現場代理人 主任技術者 照査技術者	測量士
土木関係建設コンサルタント業務	管理技術者 照査技術者	次のいずれかに該当する資格 ア 技術士（調達公告で定める技術士技術部門及び選択科目の技術資格を有する者に限る。） イ R C C M（調達公告で定めるシビルコンサルティングマネージャ専門技術部門の技術資格を有する者に限る。）
地質調査業務	現場代理人 管理技術者 照査技術者	次のいずれかに該当する資格 ア 技術士（技術士技術部門を総合技術監理若しくは建設とし、選択科目を土質及び基礎とする技術資格を有する者又は技術士技術部門を応用理学とし、選択科目



		<p>を地質とする技術資格を有する者に限る。)</p> <p>イ RCCM (シビルコンサルティング専門技術部門を地質又は土質及び基礎とする技術資格を有する者に限る。)</p> <p>ウ 地質調査技士</p>
<p>(10) <u>成果品重点確認価格を下回る価格で入札し落札予定者となった者が、次に掲げる要件の全てを満たす重点配置技術者調書を紙入札（電子入札以外の入札をいう。）の場合にあっては開札時、電子入札の場合にあっては開札日の翌日の正午までに提出できない場合は、その者の入札は無効とする。</u></p> <p>ア・イ 略</p>	<p>補償関係コンサルタント業務</p> <p>主任担当者</p> <p>補償業務管理士又は補償業務管理者(いずれも鳥取県県土整備部用地調査等共通仕様書(平成27年3月17日付第201400188751号鳥取県県土整備部長通知)別表(以下「用地調査等仕様書別表」という。)の補償等業務の区分の欄の業務に応じ、それぞれ同表の主任担当者の資格の欄に定める要件を満たす者に限る。)</p>	
	<p>照査技術者</p> <p>補償業務管理士又は補償業務管理者(いずれも用地調査等仕様書別表の補償等業務の区分の欄の業務に応じ、それぞれ同表の照査技術者の資格の欄に定める要件を満たす者に限る。)</p>	<p>(10) <u>次に掲げる要件の全てを満たす低価格配置技術者調書を紙入札（電子入札以外の入札をいう。）の場合にあっては開札時、電子入札の場合にあっては開札日の翌日の正午までに提出できない者は、失格とする。この場合において、同日に同じ発注機関において2回以上失格となった者又は低価格配置技術者調書を意図的に提出せず失格となった者は、1か月間の資格停止とする。</u></p> <p>ア・イ 略</p>

<p>ウ <u>重点配置技術者は、開札時において、他の成果重点確認業務の重点配置技術者又は担当技術者に選任されているものでないこと。</u></p> <p>(11)～(14) 略</p> <p>(15) <u>調査基準価格を設定している場合において、調査基準価格を下回る価格で入札し、意向確認書を提出している者は、入札終了後、発注者の求めに応じ、事後の事情聴取及び調査に協力すること。</u></p> <p>(16) <u>意向確認書を提出していない者が低入調査要綱に定める低価格入札をした場合、その者のした入札は無効とする。</u></p> <p>(17) 略</p> <p>4～6 略</p>	<p>ウ <u>低価格配置技術者は、開札時において、他の低価格落札業務の低価格配置技術者又は担当技術者に選任されているものでないこと。</u></p> <p>(11)～(14) 略</p> <p>(15) <u>調査基準価格を設定している場合において、調査基準価格を下回る価格で入札した者については、入札終了後、発注者の求めに応じ、事後の事情聴取及び調査に協力すること。</u></p> <p>(16) 略</p> <p>4～6 略</p>
--	--

鳥取県告示第235号

平成24年鳥取県告示第224号（測量等業務の指名競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について）の一部を次のように改正し、平成30年4月3日から施行する。

同日前に鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号）第19条の規定による調達公告を行った測量等業務で、その執行を完了していないものについては、その執行を完了するまでの間、なお従前の例による。

平成30年4月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>1 略</p> <p>2 入札参加者は、次に定めるところにより応募書類を作成し、提出しなければならない。この場合において、共同企業体として入札に参加しようとするときは、その代表構成員が各構成員に係るものも一括して提出するものとする。</p> <p>(1) 応募書類は、次に掲げる書類とし、それぞれに定めるところにより記載すること。ただし、電子入札（入札規則第19条第1項第6号に規定する電子入札をいう。以下同じ。）の場合にあっては、応募書類（添付すべき書類を含み、持参すべき書類（当該書類に記載すべき事項を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）とするためには記録媒体に3メガバイトを超える容量が必要となるもの、正常に機能しないおそれのある記録媒体等に記録され</p>	<p>1 略</p> <p>2 入札参加者は、次に定めるところにより応募書類を作成し、提出しなければならない。この場合において、共同企業体として入札に参加しようとするときは、その代表構成員が各構成員に係るものも一括して提出するものとする。</p> <p>(1) 応募書類は、次に掲げる書類とし、それぞれに定めるところにより記載すること。ただし、電子入札（入札規則第19条第1項第6号に規定する電子入札をいう。以下同じ。）の場合にあっては、応募書類（添付すべき書類を含み、持参すべき書類（当該書類に記載すべき事項を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）とするためには記録媒体に3メガバイトを超える容量が必要となるもの、正常に機能しないおそれのある記録媒体等に記録され</p>

ているもの及びイの(イ)に定める添付書類その他調達公告で指定するものをいう。以下同じ。)を除く。)の作成に代えて、インターネットの県のホームページ(<http://nyusatsu.pref.tottori.jp>) (以下「入札情報HP」という。)の電子入札システムに係る所定の画面(以下「電子入札画面」という。)に記載すべき事項を入力するものとする。

ア・イ 略

ウ 調査基準価格(鳥取県県土整備部測量等業務低入札価格調査要綱(平成20年3月17日付第200700194529号鳥取県県土整備部長通知。以下「低入調査要綱」という。))第2条第2号に規定する価格をいう。以下同じ。))を設定する入札において、入札者が同条第1号に規定する低入札価格調査の対象となったときに同調査に応じる意向がある場合は、低入調査要綱第5条第3号に規定する低入札価格調査意向確認書(以下「意向確認書」という。))

エ 略

(2)～(4) 略

3 略

4 当該入札は、次に定めるところに従って行う。

(1) 略

(2) 落札者は、予定価格の範囲内において最低の価格をもって有効な入札をした者(失格とされた者を除く。以下同じ。)とする。ただし、その者が次のいずれかに該当するときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって有効な入札をした者を改めて落札者とする。

ア 調査基準価格を設定する場合において、その者の入札価格によっては本件契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき。

イ・ウ 略

(3)～(5) 略

(6) 鳥取県県土整備部測量等業務成果品重点確認実施要綱(平成19年7月27日付第200700062528号鳥取県県土整備部長通知。以下「成果品重点確認実施要綱」という。))第3条に規定する適用対象業務においては、成果品重点確認価格(成果品重

ているもの及びイの(イ)に定める添付書類その他調達公告で指定するものをいう。以下同じ。)を除く。)の作成に代えて、インターネットの県のホームページ(<http://nyusatsu.pref.tottori.jp>) (以下「入札情報HP」という。)の電子入札システムに係る所定の画面(以下「電子入札画面」という。)に記載すべき事項を入力するものとする。

ア・イ 略

ウ 略

(2)～(4) 略

3 略

4 当該入札は、次に定めるところに従って行う。

(1) 略

(2) 落札者は、予定価格の範囲内において最低の価格をもって有効な入札をした者(失格とされた者を除く。以下同じ。)とする。ただし、その者が次のいずれかに該当するときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって有効な入札をした者を改めて落札者とする。

ア 調査基準価格(鳥取県県土整備部測量等業務低入札価格調査要綱(平成20年3月17日付第200700194529号鳥取県県土整備部長通知)第2条第2号に規定する価格をいう。以下同じ。))を設定する場合において、その者の入札価格によっては本件契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき。

イ・ウ 略

(3)～(5) 略

(6) 鳥取県県土整備部測量等業務成果品重点確認実施要綱第3条に規定する適用対象業務においては、成果品重点確認価格を下回る価格での落札者(共同企業体として落札した場合にあっては、当該共同企業体のいずれかの構成員)は、次

点確認実施要綱第 2 条第 1 号に規定する価格をいう。以下同じ。)を下回る価格での落札者(共同企業体として落札した場合にあっては、当該共同企業体のいずれかの構成員)は、調達公告に定める特定の資格及び実績を有する常勤技術者(以下「重点配置技術者」という。)を配置しなければならない。この場合において、重点配置技術者は、当該適用対象業務の他の重点配置技術者若しくは担当技術者又は他の成果品重点確認業務(成果品重点確認価格を下回る価格で落札された業務をいう。以下同じ。)の重点配置技術者若しくは担当技術者と兼務することはできない。また、当該適用対象業務の担当技術者は、他の成果品重点確認業務の重点配置技術者又は担当技術者と兼務することができない。

の表の左欄に掲げる発注業種に応じ、それぞれ同表の中欄に定める配置技術者として同表の右欄に定める資格を有する常勤技術者(以下「低価格配置技術者」という。)を配置しなければならない。この場合において、低価格配置技術者は、当該適用対象業務の他の低価格配置技術者若しくは担当技術者又は他の低価格落札業務(成果品重点確認価格を下回る価格で落札された業務をいう。以下同じ。)の低価格配置技術者若しくは担当技術者と兼務することはできない。また、当該適用対象業務の担当技術者は、他の低価格落札業務の低価格配置技術者又は担当技術者と兼務することができない。

発注業種	配置技術者	資格
測量業務	現場代理人 主任技術者 照査技術者	測量士
土木関係建設コンサルタント業務	管理技術者 照査技術者	次のいずれかに該当する資格 ア 技術士(調達公告で定める技術士技術部門及び選択科目の技術資格を有する者に限る。) イ R C C M (調達公告で定めるシビルコンサルティングマネージャ専門技術部門の技術資格を有する者に限る。)
地質調査業務	現場代理人 管理技術者 照査技術者	次のいずれかに該当する資格 ア 技術士(技術士技術部門を総合技術監理若しくは建設とし、選択科目を土質及び基礎とする技術資格を有する者又は技術士技術部門を応用理学とし、選択科目を

		<p>地質とする技術資格を有する者に限る。)</p> <p>イ RCCM (シビルコンサルティングマネージャ 専門技術部門を地質又は土質及び基礎とする技術資格を有する者に限る。)</p> <p>ウ 地質調査技士</p>
	<p>補償関係コンサルタント業務</p> <p>主任担当者</p>	<p>補償業務管理士又は補償業務管理者 (いずれも鳥取県県土整備部用地調査等共通仕様書 (平成 27 年 3 月 17 日付第 201400188751 号鳥取県県土整備部長通知) 別表 (以下「用地調査等仕様書別表」という。)) の補償等業務の区分の欄の業務に応じ、それぞれ同表の主任担当者の資格の欄に定める要件を満たす者に限る。)</p>
<p>(7) <u>成果品重点確認価格を下回る価格で入札し落札予定者となった者が、次に掲げる要件の全てを満たす重点配置技術者調書を紙入札 (電子入札以外を入札をいう。)) の場合</u>にあつては開札時、電子入札の場合にあつては開札日の翌日の正午</p>	<p>照査技術者</p>	<p>補償業務管理士又は補償業務管理者 (いずれも用地調査等仕様書別表の補償等業務の区分の欄の業務に応じ、それぞれ同表の照査技術者の資格の欄に定める要件を満たす者に限る。)</p> <p>(7) 次に掲げる要件の全てを満たす<u>低価格配置技術者調書を紙入札 (電子入札以外を入札をいう。)) の場合</u>にあつては開札時、電子入札の場合にあつては開札日の翌日の正午までに提出できない者は、<u>失格とする。この場合において、同日</u></p>

<p>までに提出できない場合、その者の入札は無効とする。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ <u>重点配置技術者は、開札時において、他の成果品重点確認業務の重点配置技術者又は担当技術者に選任されているものでないこと。</u></p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) <u>調査基準価格を設定している場合において、調査基準価格を下回る価格で入札し、意向確認書を提出している者は、入札終了後、発注者の求めに応じ、事後の事情聴取及び調査に協力すること。</u></p> <p>(13) <u>意向確認書を提出していない者が低入調査要綱に定める低価格入札をした場合、その者のした入札は無効とする。</u></p> <p>(14) 略</p> <p>5～7 略</p>	<p><u>に同じ発注機関において2回以上失格となった者又は低価格配置技術者調書を意図的に提出せず失格となった者は、1か月間の資格停止とする。</u></p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ <u>低価格配置技術者は、開札時において、他の低価格落札業務の低価格配置技術者又は担当技術者に選任されているものでないこと。</u></p> <p>(8) 略</p> <p>(9) <u>当該業務において落札決定をされた者であっても、契約（議決を要する業務にあつては、議決の日の翌日）までの間に資格停止措置を受けた場合は、契約を締結しないものとする。</u></p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 略</p> <p>(13) <u>調査基準価格を設定している場合において、調査基準価格を下回る価格で入札した者については、入札終了後、発注者の求めに応じ、事後の事情聴取及び調査に協力すること。</u></p> <p>(14) 略</p> <p>5～7 略</p>
--	---

鳥取県告示第236号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成30年4月3日

鳥取県中部総合事務所長 広 田 一 恭

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人和	倉吉市福庭町一丁目365-2	ホームボン・シャンス	倉吉市堺町二丁目239-87	短期入所	平成30年4月1日

鳥取県告示第237号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成30年4月3日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ミシマ	訪問看護リハビリテーションりんどうの郷	米子市西福原三丁目7-30	平成30年4月1日	訪問看護
〃	ヘルパーステーションりんどうの郷	〃	〃	訪問介護
社会福祉法人宏平会	ヘルパーステーションまちなか	米子市紺屋町31-3	〃	〃
〃	デイサービスまちなか	〃	〃	通所介護

## 鳥取県告示第238号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成30年4月3日

鳥取県西部総合事務所長 中山 貴 雄

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ミシマ	訪問看護リハビリテーションりんどうの郷	米子市西福原三丁目7-30	平成30年4月1日	介護予防訪問看護

## 鳥取県告示第239号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成30年4月3日

鳥取県西部総合事務所長 中山 貴 雄

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
医療法人社団 昌平会	デイサービスまちなか	米子市紺屋町31-3	平成30年3月16日	平成30年3月31日	通所介護
〃	ヘルパーステーションまちなか	〃	〃	〃	訪問介護

## 鳥取県告示第240号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成30年4月3日

鳥取県西部総合事務所長 中山 貴 雄

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
医療法人社団	デイサービス	米子市紺屋町	平成30年3月16日	平成30年3月31日	介護予防通所

昌平会	まちなか	31-3			介護
〃	ヘルパーステーションまちなか	〃	〃	〃	介護予防訪問介護

## 鳥取県告示第241号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成30年4月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 委任させた事務  
源泉徴収漏れ額に係る源泉徴収金の収納事務
- 委任を受けた出納員  
鳥取県地域振興部スポーツ課  
係長 加藤 裕美
- 委任期間  
平成30年4月1日から同月30日まで

## 公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第28条の2第1項の規定により、猟銃安全指導委員を次のとおり委嘱した。

平成30年4月3日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 典 子

## 1 猟銃安全指導委員の氏名、住所及び活動区域

氏 名	住 所	活 動 区 域
林田 英雄	鳥取市西今在家	鳥取警察署の管轄区域内
小谷 豊蔵	鳥取市猪子	
田中 晋	岩美郡岩美町	
山本 清	八頭郡八頭町	郡家警察署の管轄区域内
田中由紀雄	八頭郡若桜町	
安木 均	鳥取市河原町	智頭警察署の管轄区域内
小川 和洋	八頭郡智頭町	
秋田 典昭	鳥取市青谷町	浜村警察署の管轄区域内
林原 一紀	倉吉市福守町	倉吉警察署の管轄区域内
田邊 祐吉	倉吉市古川沢	
門脇 正人	東伯郡琴浦町	琴浦大山警察署の管轄区域内
汐田二千六	西伯郡大山町	
柴垣 信司	米子市大篠津町	米子警察署の管轄区域内
田中 正範	米子市淀江町	
田子 信朗	西伯郡南部町	
渡部 龍洋	境港市森岡町	境港警察署の管轄区域内
松本 晋也	西伯郡伯耆町	黒坂警察署の管轄区域内
白石 賢一	日野郡日野町	



## 2 猟銃安全指導委員の連絡先

猟銃安全指導委員の住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

警察署	電話番号
鳥取警察署	0857-32-0110
郡家警察署	0858-72-0110
智頭警察署	0858-75-0110
浜村警察署	0857-82-0110
倉吉警察署	0858-26-7110
琴浦大山警察署	0858-49-8110
米子警察署	0859-33-0110
境港警察署	0859-44-0110
黒坂警察署	0859-74-0110

## 3 猟銃安全指導委員の任期

平成30年4月1日から平成32年3月31日まで